

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員
(畜産技術員・養鶏) 採用試験募集案内

<p>◆ 鳥取県中小家畜試験場 ◆ 〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方 633 電話(0859)66-4121 https://www.pref.tottori.lg.jp/chushokachiku/</p>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年1月31日(金)から令和7年2月13日(木) ◎採用試験申込書を鳥取県中小家畜試験場にご提出ください。(持参又は郵送等) ◎持参による場合の受付時間: 平日の午前8時30分~午後5時15分 (土・日曜日、祝日は、閉庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	令和7年2月14日(金) ◎試験開始時刻 午前11時15分(試験開始時刻の15分前までに集合) (運転免許証を必ず持参してください。)
試験会場	鳥取県中小家畜試験場 〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方 633
合格者発表日	試験後3日以内(土・日曜日、祝日を除く)に結果をお知らせします (電話及び文書)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

募集職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
畜産技術員	1名	鶏の飼養管理業務、ふ卵業務に係る検卵、受精成立の確認、人工授精の確認、精肉調査の補助業務	中小家畜試験場 環境・養鶏研究室

3 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- 普通自動車運転免許(AT限定可)を有すること
- 自宅で家畜、家禽を飼育していないこと(家畜伝染病のまん延防止のため)
- 試験日から過去1か月以内に海外渡航していないこと
- 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

<求める人材>

- 畜舎内及び屋外での作業ができること
- 家畜の飼養管理に基本的知識を有すること

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
人物試験	50点	個別面接による人物についての口述試験
専門試験	50点	職務内容に必要なとされる技能試験

5 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○ 報酬 時間額 1,200円 ※経験年数に応じて加算される場合があります。 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※県一般職の給料月額額の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○ 期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○ 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じ1月当たり150,000円を限度額とします。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,700円から53,100円までの額に1箇月の通勤回数に乗じて21で除した額（16/21を上限とします）を支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福 利	<p>健康保険（地方職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>(1) 勤務時間数 週20時間 (2) 勤務時間 午前8時から正午まで (3) 勤務形態 任用期間中、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を含め、上記の勤務時間により週20時間勤務します。</p>
任用の期間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。（再度の任用4回まで。）</p>

7 受験申込手続

提出書類等	<p>別紙の「採用試験申込書」に顔写真を貼り付け、受付期間内に申込先へ持参又は郵送により提出してください。 なお、提出書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。</p>
申 込 先	<p>鳥取県中小家畜試験場 〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方 633 電話 (0859)66-4121 https://www.pref.tottori.lg.jp/chushokachiku/</p>

受 験 票	受験票は交付しません。 ※試験当日には運転免許証を必ず持参してください。
-------	---

【申込書の記載方法】

- (1) 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- (2) 全ての欄にもれなく正確に記入してください。
 海外渡航歴、家畜等の飼育状況、作業経験、県での勤務経験、職歴の欄には、該当する番号及び項目を○で囲んでください。
- (3) 連絡先は、試験結果を通知しますので、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話のある場合は、その番号も記入してください。
- (4) 「最終学歴」欄には、最終学歴だけを記入してください。
- (5) 「連絡先」欄は、試験合格通知受取先（確実に到着する場所）の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。
- (6) 「過去1年間の海外渡航歴」欄は、試験日から過去1年間の海外渡航歴が複数ある場合は、最新のものを記入してください。

8 合格者の決定方法

- (1) 専門試験及び人物試験の合計得点の高い順に、合格者を決定します。
- (2) それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。

9 試験結果の発表

受験者全員に電話及び文書でお知らせします。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円分の切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1月間	鳥取県中小家畜試験場

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻の15分前までに受付を終了してください。集合時刻に遅れた場合は、原則受験できません。
- (2) 受験の際は、運転免許証を持参してください。
- (3) 専門試験（実技）を行いますので、鶏舎内で作業のできる服装（作業服等）でお越しください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知及び採用手続き以外には利用しません。

13 試験会場案内図



令和7年度鳥取県会計年度任用職員（畜産技術員・養鶏）
採用試験申込書

令和 年 月 日

（養豚）

ふりがな		(顔写真添付欄) ・ 4cm×3cm ・ 6か月以内に無帽 で撮影したもの
氏名		
生年月日	年 月 日 (歳)	
連絡先	(〒 -) 住所： 電話番号：(自宅：) (携帯：)	
最終学歴	学校名： 卒業年月： 年 月 (卒業・卒業見込)	
資格 免許	年 月 (資格又は免許名：) 年 月 (資格又は免許名：) 年 月 (資格又は免許名：)	
過去1年間の 海外渡航歴 (該当する番号を○ で囲んでください)	1 有り (国名： 期間： 年 月 日～ 年 月 日) 2 無し	
自宅での家畜 等の飼育状況 (該当する番号を○ で囲んでください)	1 有り (動物の種類： 頭羽数：) 2 無し	
作業経験 (該当する番号を○ で囲んでください)	(家畜の飼養経験) 1 鶏の飼養経験あり 2 鶏以外の家畜の飼養経験あり (種類：) 3 ほとんど経験なし 4 全く経験なし	
志望の動機		

